

(電子メール・FAX施行)
令和3年(2021年)5月29日

新型コロナワクチン接種施設 管理者 様

姫路市保健所長

新型コロナワクチンの余剰が発生する場合の取扱いについて

平素は、本市の保健医療行政について、ご尽力とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナワクチンの接種にあたり、接種予約のキャンセル等によりワクチンの余剰が発生する場合の取扱いについて、下記の通り対応をお願いいたします。

記

1 ワクチンの解凍・希釈の調整

ファイザー社製ワクチン(コミナティ®筋注)は、接種に当たり、あらかじめ解凍し生理食塩水で希釈することとされており、解凍後は冷蔵で5日間、希釈後は常温で6時間以内に使用することとされています。新型コロナワクチンの接種予約のキャンセル等が生じた場合には、ワクチンの余剰が生じないように、解凍・希釈するワクチンの数を調整してください。

2 余剰ワクチンの接種

解凍・希釈するワクチンの数を調整してもなおワクチンの余剰が生じる場合には、廃棄することなく、あらかじめ各医療機関で登録している方に接種するなど、効率的に接種を行っていただきますようお願いいたします。

3 2回目の接種機会の確保

余剰ワクチンを用いて1回目の接種を行った方については、3週間後に2回目の接種を実施する必要があります。このため、余剰ワクチンを用いて1回目の接種を行った場合には、当該医療機関において2回目の接種機会を確保していただきますようお願いいたします。

4 本人確認

接種券(クーポン券)を保有していない方に接種する場合は、本人確認書類等で、氏名、生年月日、住民票上の住所、連絡先などを把握しておき、接種券(クーポン券)が対象者に届き次第医療機関に持参させる等のご対応をお願いいたします。

高齢者以外の方への接種券は6月中に姫路市から発送する予定です。

5 ワクチンの廃棄

やむを得ずワクチンを廃棄する場合は、バイアル単位で廃棄する場合のみ、ワクチン接種円滑

化システム（V-SYS）に入力してください。V-SYSへの入力が困難な場合は、予診票とともに提出していただく接種実施報告書に廃棄数を記載してください。

（担当）

姫路市健康福祉局 新型コロナウイルスワクチン担当（担当：池田、小林、松尾）

〒670-8530 姫路市坂田町3番地

電話 079-289-1800（直通） 080-7709-3049（医療機関専用） FAX 079-289-0099

e-mail corona-hokensho@city.himeji.lg.jp